

平成27年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、受給権を取得した日を障害認定日とする国民年金法による障害基礎年金及び厚生年金保険法による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、障害認定日においてはうつ病より、裁定請求日においては双極性感情障害により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的には障害認定日による請求として、予備的には事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。なお、これらの傷病は、一連の疾病と認められることから、以下、これらの傷病について便宜上「当該傷病」という。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(うつ病、双極性感情障害)について、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国民年金法施行令別表(障害年金1級、2級の障害の程度を定めた表)・厚生年金保険法施行令別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していません。」という理由により、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

また、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日現在の当該傷病による障害の状態は厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成〇年〇月とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害認定日を受給権発生日とする障害厚生年金の支給を受けるためには、障害認定日における障害の状態が厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当することが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給されることとなっている。

2 本件記録によれば、請求人の当該傷病に係る初診日は平成〇年〇月〇日と認められ、障害認定日は当該初診日から起算して1年6か月を経過した平成〇年〇月〇日であること、また、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態が厚年令別表第1に定める3級の程度に該当することについては、いずれも当事者間に争いはないと認められるところ、本件の問題点は、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

(略)

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 精神の障害により、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(13号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、

又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」(14号)が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の第3第1章第8節/精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものを3級に該当するものと認定するとされ、精神の障害は、多種であり、かつ、その症状は同一原因であっても多様であるので、認定に当たっては具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮するとされ、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分(感情)障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」に区分するとされているが、請求人の当該傷病による障害は、気分(感情)障害に関する認定基準を参照して障害の程度を判定するのが相当と解される所、気分(感情)障害による障害で3級に相当すると認められるものの一部例示として、「気分、意欲・行動の障

害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返す、労働が制限を受けるもの」が掲げられ、気分(感情)障害は、本来、症状の著明な時期と症状の消失する時期を繰り返すものであるもので、現症のみによって認定することは不十分であり、症状の経過及びそれによる日常生活活動等の状態を十分考慮するとされ、気分(感情)障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされ、また、現に仕事に従事している者については、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断すること、とされている。

(2) 上記1で認定した事実によれば、本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態(思考・運動制止、憂うつ気分、希死念慮)が指摘され、その具体的な程度・症状として、最近つかれがひどいと訴えて再受診し、睡眠がとれず、食欲もなく、仕事中に遺書を書いたりしており、仕事をやめられず、無気力、無感動であったと訴えていたとされ、日常生活状況は同居人のある在宅生活で、家族の中でも葛藤があり、コミュニケーションは不十分で、日常生活能力の判定は、適切な食事、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応は助言や指導をしてもできない若しくは行わない、身の清潔保持は自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればでき

る、通院と服薬（要）、社会性は助言や指導があればできる程度であるとされ、日常生活能力の程度は「(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」とされている。しかしながら、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、仕事内容がハードで処理困難であったとして、約3ヵ月後には解雇になったとされているものの、勤務はしていたとされ、その就労状況については、職場での援助はなく、意思疎通もとれなかったとされているが、一般企業に一般雇いで、週に5日、電話受付・クレーム処理・事務作業の仕事をしており、1年6ヵ月勤務していたとされている。そして、A医師が作成した受診状況等証明書によると、うつ病と診断して薬物治療を開始したものの、平成〇年〇月を最後に一時通院が中断されていたとされ、再審査請求代理人である代理人が代筆し作成した、平成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立書によると、請求人は、平成〇年〇月頃から翌年〇月頃までの期間は受診していなかったとしており、その理由は、薬による治療で症状的には一進一退の状態になったが、一方で薬の副作用で悩まされることになったため、しばらく様子見をすることになったとしており、さらに、しばらく服薬を中止していたが、家庭の悩み事に加え、上司からのパワハラやクレーム対応に疲れ果ててしまい、死にたい思いが強まったため、平成〇年〇月〇日より通院を再開し、治療再開とされていることが認められる。そうすると、本件診断書に記載されている現症日（平成〇年〇月〇日）の状態としては、平成〇年〇月を最後にそれまでなされていた通院・服薬が中断され、その後、死にたい思いが強まったなど当該傷病による状態が再び悪化し、通院・服薬が開始された当日における障害の状態であり、中断後、再開された精神療法、薬

物療法などの治療効果がまだ十分に認められない時期に相当していたものと認められる。以上のような療養の状況及び就労の状況をも考慮し、本件において認められた事実を総合的に判断すると、請求人の障害認定日における本件障害の状態は、気分（感情）障害により3級の程度に相当する例示に該当すると認めることはできず、労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの、及び労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものに該当するとは認められない。

- (3) 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める障害の程度に該当しないと認めるのが相当であるから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。